

■新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた開催判断基準について

(1)大会実施14日前となる令和3年12月12日から開催日までの期間において、次のいずれかの状況が確認された時点で実行委員会にて開催協議を行い、実施可否の判断を行うものとする。

ア 岩手県において新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく

緊急事態宣言が発令された場合

イ 岩手県、盛岡市において新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく

まん延防止等重点措置が講じられた場合

ウ 岩手県、盛岡市において独自の緊急事態宣言等を発出した場合

エ 盛岡市において独自の施設利用制限をした場合

(2)上記(1)の期間によらず、出演者等について新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者が発生し、事業計画の見直しが必要となった場合。

国の標記方針等が大きく変化した場合(収容人数の制限強化、感染予防対策の強化等)には、実行委員会及び関係者が協議のうえ対応を決定する。

【① 感染対策における基本方針】

国の通知(令和3年9月9日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)」)及び盛岡市、岩手県民会館のガイドラインを踏まえ、以下の対策を講じて実施する。

またこのマニュアルは社会情勢に合わせ大会前日まで最新版に随時更新をしていく。

- ①観客数の上限を総客席数の50%(1000人)とする。
- ②一般観覧者については岩手県居住者に限定する。
- ③発熱等体調不良の場合における来場見合わせの呼びかけを行う。
- ④入場時の非接触型体温計での検温及び手指消毒
- ⑤会場内各所へのアルコール消毒液設置
- ⑥マスク着用の義務付け
- ⑦感染予防対策の行動を呼びかける定期的な場内アナウンスの実施
- ⑧会場内各所の巡回消毒の実施



【② 運営全般的な取り組み】

- 原則として、一般観覧者は「岩手県居住者限定」とする。
- 運営各班(各配置先)に「衛生管理者」を配置させ感染防止の徹底をはかる。
- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理し、適切な場所(受付等)に掲示する。
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた情報について、30日間保存する。
- イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針についてあらかじめ検討する。
- 会場内での飲食は禁止とする。

【③ 参加募集時の対応】

- 一般観覧券は全て事前申込制とし、座席番号と来場者の特定をはかる。
- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
- 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクの着用を徹底する。

【④ 出演者への対応】

- 県外から来訪する出演者、関係者については来盛前のPCR検査を行う。
- 会場内でのマスク着用の徹底。
- 移動、食事他、ステージ登壇時以外の行動については、マスクの着用を求める。
- 各楽屋内に消毒スポットを設け、定期的な手指アルコール消毒の推奨を促す。
- 出演者打合せ等においても、三つの密を避けるよう座席レイアウトを配慮。
- ケータリング等の飲食には、使い捨ての皿、紙コップを利用する。

【⑤ 感染者対応及び個人情報の取り扱い】

- イベント参加者(来場者・出演者・関係者・運営スタッフ)に感染者が確認された場合の対応、感染対策に際し入手した個人情報の取り扱いは、主催者の定めるルールに則り対応する。
- 関係諸官庁や施設からイベント参加者(来場者・出演者・関係者・運営スタッフ)に関する問い合わせがあった場合、情報セキュリティへの対応から必ず主催者を窓口として情報を提供する。
- すべてのイベント参加者(来場者・出演者・関係者・運営スタッフ)に対し、イベント本番後数日のうちに発熱など体調不良が発生した場合は速やかに医療機関又は保健所へ連絡し、指示に従う旨の周知を徹底する。